

(介護予防) 短期入所療養介護運営規程 従来型

(事業の目的)

第1条 医療法人晴生会（以下「事業者」という。）が開設する葵の園・長岡（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、指定短期入所療養介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(指定短期入所療養介護の運営の方針)

- 第2条 事業者は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定短期入所療養介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定短期入所療養介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
 - 4 前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防短期入所療養介護の運営の方針)

- 第3条 事業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定介護予防短期入所療養介護の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。
 - 4 前項のほか「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(指定短期入所療養介護と指定介護予防短期入所療養介護の一体的運営)

第4条 指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 葵の園・長岡
- (2) 所在地 新潟県長岡市稲保南三丁目 882 番 2

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は 60 人とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容、就業環境整備)

第7条 事業所に勤務する従業者（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人

従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所療養介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 医師 1 人以上

利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

- (3) 薬剤師 1 人以上

医師の指示に基づき調剤を行い、事業所で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。（配置しない場合は、記載の必要はない。）

- (4) 支援相談員 1 人以上

利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

- (5) 看護職員 6 人以上

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

- (6) 介護職員 14 人以上

利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

- (7) 理学療法士又は作業療法士 1 人以上

利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

- (7) 栄養士又は管理栄養士 1 人以上

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

2 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な従業者を置くものとする。

- 3 施設は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 施設は、利用者・家族等からの職員に対する著しい迷惑行為が生じた場合、利用者・家族等と施設による相互的な確認を行い適切な対応及び必要な措置を講じるものとする。

(指定短期入所療養介護の内容)

第8条 指定短期入所療養介護の内容は、医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所療養介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、療養を行うものとする。
- (2) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して入所する利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所療養介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものにならないよう配意して行うものとする。
- (3) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、従業者は利用者又はその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明しなければならない。
- (4) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所療養介護の内容)

第9条 指定介護予防短期入所療養介護の内容は、医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所療養介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般

の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して入所する利用者については、介護予防短期入所療養介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、従業者は利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明しなければならない。
- (5) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(指定短期入所療養介護等の利用料等)

第10条 指定短期入所療養介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告第127号）」に定める額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

1日につき 2,000円とする。ただし、朝食560円、昼食750円、夕食690円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとする。

(2) 滞在に要する費用

多床室 1日につき 700円

従来型個室 1日につき 2,200円

(3) 利用者の希望により特別な食事の提供に要する費用

実費

(4) 送迎に要する費用

通常の実施地域を超えて送迎を行った場合

ガソリン代実費

(5) 理美容に要する費用

実費

(6) 短期入所療養介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係

る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用
実費（別紙参照）

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用
実費（別紙参照）

- 3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

ただし、第2項第1号から第3号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第11条 通常の送迎の実施地域は長岡市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
 - (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - (3) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
 - (4) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。
- 2 前項第4号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

（緊急時の対応）

第13条 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

（非常災害対策と業務継続計画）

第14条 事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
- 3 施設は非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- (3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等と業務継続計画)

第15条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行わなければならない。

- 2 施設は、施設内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設内における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延予防の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

- 3 施設は感染症等の発生において、利用者に対する施設サービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、当該入所者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修
- (4) 前3号に掲げる装置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

- 3 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第17条 施設は、提供した介護保健施設サービスに対する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 施設は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 施設は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第18条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入所者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 施設は、サービス担当者会議等で入所者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(虐待防止)

第19条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、介護保険施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第20条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 施設は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果に

ついて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のため指針を整備する。

(3) 介護者職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

(地域との連携)

第21条 施設は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交
流に努めるものとする。

(従業者の研修)

第22条 施設は、従業者の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効
率的に介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を整備するものとす
る。

2 施設は、次の各号に定める研修を実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年1回以上

3 施設は、必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することがで
きる。

(記録の整備)

第23条 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する各号に掲げる記録
を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記
録

(3) 提供した具体的サービス内容等の記録

(4) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急止むを得ない
理由の記録

(5) 入所者に関する市町村への通知に係る記録

(6) 苦情の内容等に関する記録

(7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備し、その終了し
た日から5年間保存するものとする。

附 則

この運営規程は平成30年5月1日から施行する。

この運営規程は令和5年10月1日から施行する。

この運営規程は令和6年1月1日から施行する。

この運営規程は令和7年3月1日から施行する。

この運営規程は令和8年8月1日から施行する。

